

訴訟上の救助を申し立てる場合について

大阪家庭裁判所家事第3部人事訴訟係

● 訴訟上の救助について

訴訟の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない場合、その支払いにより生活に著しい支障を生ずる者に対して、勝訴の見込みがないとはいえない場合に、裁判所は、申立てにより、裁判費用や執行官の手数料の支払いを猶予する等の訴訟上の救助の決定をすることができる制度です（民事訴訟法82条、83条）。もともと、訴訟上の救助は、**裁判費用の免除ではなく、裁判費用の一時猶予にすぎません。**救助決定後の調査によって受給者が訴訟費用を支払う経済的能力を有することが明らかになったとき、又は支払をなす資力に至ったときは、裁判所は、訴訟上の救助を取り消し、支払を猶予した裁判費用の額を定めてその支払いを命じる決定をすることができます（民事訴訟法84条）。また、訴訟完結後、訴えを取り下げた場合、棄却（一部を含む。）判決が出た場合、和解や請求の放棄で終局した場合など、訴訟救助の受給者が猶予した裁判費用の支払を負担する場合があります。

● 疎明資料の提出について

訴訟上の救助を受けるには、「資力がない」又は「裁判費用の支払いにより生活に著しい支障を生ずる」という要件を満たす必要があります。したがって、申立てをするに当たっては、申立書とともに、次の疎明資料を提出してください。仮に、申立書とともに疎明資料を提出できない場合は、**申立後1週間以内**に疎明資料を提出してください。

なお、日本司法支援センターの民事法律扶助の援助開始決定をした証明書を疎明資料として提出されることがありますが、この書面のみをもって疎明があったとする扱いはしておりませんので注意してください。

- 【原則】
- ・ 生活保護を受給されている場合は、受給証明書のみ
 - ・ 生活保護を受給されていない場合は、
収入資料（源泉徴収票又は給与明細3か月分）
預貯金通帳（3か月分）

※ 事案により家計収支表などの追加疎明を求める場合があります。

● 郵便料の納付について

訴訟上の救助の申立てをされた場合であっても、郵便切手5,000円（内訳：500円、100円×各7枚、84円×5枚、20円、10円、5円、2円、1円×各10枚）については、予め納めていただくようご協力ください。